別記第七十九号様式（第五十八条の四関係）（平28法省令10・全改、令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番　　号 年　月　日

通　　知　　書

殿

年　　月　　日付け　　からの

に対する審査請求について，出入国管理及び難民認定法第61条の２の９第６項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第30条第１項の規定に基づき，審査請求人が申述書を提出すべき期間を

年　　月　　日　まで

と定めたので，通知します。

なお，上記の期間内に申述書が提出されない場合，出入国管理及び難民認定法第61条の２の９第６項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第41条第２項第１号の規定により，審理手続を終結させることがあります。

難民審査参与員

（注）　用紙の大きさは，日本産業規格Ａ列４番とする。